

山口大学医学部臨床教授等の称号の付与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山口大学医学部（以下「本学部」という。）の学生の卒前の臨床教育の充実を図るため、学外の医療機関（以下「教育関係施設」という。）と連携して教育を行い、より人間性豊かな医療人の育成を目指すとともに、教育関係施設において臨床実習を実施するため、豊富な臨床経験を有する優れた医療人に臨床実習の指導を委嘱することにより、称号を付与し、臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、臨床実習の指導に協力する教育関係施設に所属する医療人に付与する。

(選考手続き)

第4条 臨床教授の選任及び更新にあたっては、講座等の責任者が推薦し、臨床教授選考委員会（以下「選考委員会」という。）で資格を審査のうえ、教授会の承認を得て決定する。

2 選考委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 病院長
- (3) 基礎系教授1名
- (4) 臨床系教授2名

3 前項(3)、(4)の委員は、学部長が推薦し、教授会の承認を得て決定する。

4 臨床准教授および臨床講師の選任及び更新にあたっては、講座等の責任者が推薦し、選考委員会の意見を聴いた後、教授会の承認を得て決定する。

(資格)

第5条 臨床教授等の資格は、医師免許証（歯学の担当者は、歯科医師免許証）を有し、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 臨床教授は、学位又はこれと同等以上の研究業績及び当該領域における指導医資格を有し、臨床能力、人格、識見ともに特に優れ、10年以上の実地医療の経験を有し、最近7年間の当該領域における優れた診療経験に加えて年3回以上の学会発表または論文発表を行っていること。また、最近3年間の臨床実習学生の受け入れがあること、もしくは卓越した指導実績があり今後臨床実習学生の受け入れの予定があること。

(2) 臨床准教授は、当該領域における専門医又は認定医の資格を有し、臨床能力、人格、識見ともに優れ、7年以上の実地医療の経験を有し、最近5年間の当該領域における優れた診療経験に加えて年3回以上の学会発表または論文発表を行っていること。また、最近3年間の臨床実習学生の受け入れがあること、もしくは卓越した指導実績があり今後臨床実習学生の受け入れの予定があること。

(3) 臨床講師は、当該領域における専門医または認定医の資格を有し、臨床能力、人格、識見ともに優れている者。また、5年以上の実地医療の経験を有し、最近3年間の当該領域における優れた診療経験に加えて年3回以上の学会発表または論文発表を行っていること。また、最近3年間の臨床実習学生の受け入れがあること、もしくは卓越した指導実績があり今後臨床実習学生の受け入れの予定があること。

2 前項の規定にかかわらず、特定の分野について高い臨床能力と卓越した指導実績があり、かつ、最近3年間の臨床実習学生の受け入れがある、または今後受け入れの予定がある者については、臨床教授等の資格を有する者と認めることができる。

3 臨床教授等の称号の新規付与対象者は、原則として62歳以下の者とする。

(職務)

第6条 臨床教授等は、所属する教育関係施設において臨床実習の指導を行い、教育効果の向上に努めるものとする。

2 臨床実習の指導は、本学部と教育関係施設との間で作成された臨床協力カリキュラムに従い行うものとする。

(称号)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、原則として3年以内とする。

2 教授会が必要と認めた場合は、称号の付与期間を更新することができる。ただし、65歳を超える者については、原則として更新しないが、継続して指導を担当する予定がある場合は更新することができる。

(通知)

第8条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書で本人に通知する。

(協定の締結)

第9条 教育関係施設の臨床実習に必要な経費および臨床実習の指導を行ううえで起こりうる事故等の対応、その他必要な事項について、本学部と教育関係施設において協定を締結する。

(給与)

第10条 教育関係施設で行う臨床実習に対しては、臨床教授等に給与及び謝金等の報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和元年10月9日から施行する。